

世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築工事に伴う
基本設計等業務委託事業者選定プロポーザル2次提案要領

令和6年2月

世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築工事に伴う

基本設計等業務委託事業者選定事務局

住所 世田谷区世田谷 4-21-27
世田谷区役所第一庁舎2階（21番窓口）
教育委員会事務局教育環境課内

交通 東急世田谷線「松陰神社前」駅・「世田谷」駅
バス「世田谷区役所入口」「世田谷区民会館」

電話 03（5432）2661・2665

FAX 03（5432）3029

Mail SEA02040@mb.city.setagaya.tokyo.jp

受付時間 9時～17時
ただし、土・日曜日、祝日、並びに月～金曜日の正午～13時
を除く。

1. 目的

世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築工事に伴う基本設計等業務委託事業者選定の1次審査通過者に2次提案を求めるにあたり、提案に必要な事項を明らかにすることを目的とします。

2. 改築基本構想見直し策定について

- ・委託契約締結後、概ね7ヶ月間で基本構想案を策定します。
- ・基本構想案の策定にあたっては、学校長はじめ、地域の代表や区管理職が委員となる「基本構想検討委員会」を2～3回開催し、検討を行います。
- ・基本構想見直し案の策定では、R2年度に策定した基本構想からの変更箇所を伝え、校舎や各教室、児童館等について大まかな配置・ゾーニングの確認を行います。
- ・検討の序盤期に、学校や地域関係者に対するアンケートの実施や説明会の開催等により、区民等の意見を聴く機会を設けます。その際には、資料作成と運営の補助を担っていただきます。また、策定の段階ごとに「改築だより」等を発行して検討過程と内容を周知します。
- ・木材利用に関する児童ワークショップを行い、子どものアイデアを大人の知恵でかたちにします。

3. 2次提案の内容(様式2関係)

2次提案は、「世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築工事」について「要求水準書」「世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築基本構想報告書令和元年12月」を踏まえた上で以下に示す条件や区の条例等に基づき、学校周辺の地域等の特性を活かし、具体的な提案として記述をお願いします。(現況については、配付した資料および学校のホームページ等をご参照ください)

提案書を作成するに当たり、下記(1)の記載内容を仮の与条件とします。

※実際の基本構想策定時は条件が異なることもあります。

(1) 提案条件

1. 砧小学校の必要教室数等

- (1) 砧小学校の教室数は、24室(内訳：普通教室21、ワークスペース3)特別支援学級等4室を想定します。また、その他の諸室は標準設計仕様書どおり想定します。
- (2) 専用の給食調理室(自校式)を整備します。

2. 砧小学校と砧幼稚園の一体整備

- (1) 道路及び擁壁整備を行いながら、敷地西側に校舎・園舎を配置します。
- (2) 今回全面改築する学校施設の延床面積は約9,700㎡を想定します。また、一体整備する区立幼稚園の延床面積は約740㎡を想定します。
- (3) 医療的ケア児を受入れ、幼稚園から小学校まで一貫して教育ができる環境の整備を行います。

3. 改築工事中の仮設校舎整備

敷地東側に体育館を囲むように仮設校舎を整備します。仮設校舎は、職員室をはじめとする管理諸室、普通教室、及び特別教室を配置します。

なお、既存のプールは仮設校舎の整備に先行して解体し、既存の体育館棟は仮設校舎として活用して、校舎改築後に解体することを想定します。

4. 敷地外周の擁壁整備と敷地内レッドゾーンの解消

擁壁の更新及び補強を行うことで敷地の安全性を確保します。また、敷地内の一部が土砂災害特別警戒区域に指定されており、この度の改築工事で解消するものとします。

(2) 業務実施方針（様式2に記載する内容）

1. 本業務を担当するにあたって、担当者の実績、実施体制、業務に対する取り組み姿勢、業務スケジュール等を示してください。
2. 本業務を進めるにあたり提案者が特に留意する点
およそ6ヶ月間で基本構想案をまとめ、その後、基本設計を1か年かけてまとめていく予定です。この期間に、学校施設計画とともに擁壁整備計画や幼稚園の施設計画について、教職員・地元住民等さまざまな関係者の意見・要望をとりまとめてください。本業務を的確に進めていくために、提案者はどのようなことに特に留意する必要があるかを示してください。

(3) 提案課題（様式3に記載する内容）

1. 地域特性を踏まえた施設設計・道路及び擁壁整備の考え方

現在の砧小学校・砧幼稚園の立地や敷地の特性を踏まえ、道路・擁壁整備および施設配置等における周辺環境との調和や地域への貢献のあり方、地域コミュニティの核としての役割（避難所機能を含む）の考え方を示してください。

2. 充実した教育、児童厚生事業を行うための安全な施設設計の考え方

・機能的で充実した学校施設整備の考え方、学校内外の安全性の確保に関する考え方を示してください。また、既存体育館を活用しながら全面改築するため、工事期間中の教育環境を確保しつつ、改築する建物配置の考え方を示してください。

3. 環境・省エネルギー化に関する提案

公共施設を改築する場合、「公共施設省エネ指針～世田谷区環境配慮公共施設整備指針～」に基づき、一定のエネルギー量の削減を求めています。

また、脱炭素社会に向けて、学校施設を含めた公共施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化が求められています。現在、当区では公共建築物のZEB指針等の策定に向けて検討を進めています。

ZEB化も見据え、環境に配慮した施設づくりと施設の省エネルギー化について、具体的な提案を示してください。

4. 事業スケジュールとコスト低減等に関する提案

- ・上記提案条件や、提案課題1～3の提案を踏まえ、基本構想から設計・建設事業までの事業全体の適切な工程管理を行うための考え方及び、事業スケジュールの短縮についての提案を示してください。
- ・建設コスト縮減や維持管理コストの低減の考え方について、具体的な提案を示してください。

(4) 様式2・3作成上の留意点

- ・本文の文字は、12ポイント以上とします。
- ・提案にあたっては、上記(3)提案課題の説明に必要な限度において、下記アとイの図表を用いて示してください。
 - ア 配置・平面・立面図等
 - ・単線の簡潔なレイアウト図までとします。なお、詳細の設計を求めるものではありません。
 - イ 設計・工事工程表等
 - ・施工手順、仮設校舎の考え方を含めて示してください。

4. 2次提案にかかる書類一覧

	様式	記載内容等	提出部数
①2次提案書提出届	様式1	<ul style="list-style-type: none"> 必要事項を記入し、正本に代表者印を押印してください。 2次整理番号欄は、提出時に事務局が記入します。 	正副1部
②業務実施方針	様式2	<ul style="list-style-type: none"> ①の提出届と一緒に提出してください。 2次整理番号欄は空欄でご提出ください。 提案課題を、A4版1枚でまとめてください。 事業者が特定されるような記述は避けてください。 	5部
③2次提案書	様式3	<ul style="list-style-type: none"> ①の提出届と一緒に提出してください。 2次整理番号欄は空欄でご提出ください。 提案課題を、A3版3枚以内でまとめてください。 事業者が特定されるような記述は避けてください。 	5部
④質問用紙	様式4	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、簡潔に記入してください。 	適宜

※様式2（A4版）と様式3（A3版）については、本用紙以外の用紙を使用しても結構です。

ただし、「様式2」「様式3」「業務実施方針」「2次提案書」「2次整理番号欄」を表記してください。

5. 注意事項

- （1）手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。
- （2）提出書類に虚偽の記載をした場合は、無効とします。
- （3）提出書類については、全て片面のみの記載とします。
- （4）受付期限以降の差し替え、及び再提出はできません。
- （5）世田谷区から受領した資料等の関係書類は、許可なく公表、及び使用することはできません。
- （6）選出された提案内容については、世田谷区の許可なく公表、使用することはできません。
- （7）提出書類は様式4（質問用紙）を除き、指定窓口に直接提出してください。郵送での受付は行いません。

6. その他留意事項

- （1）提出された提案書その他の資料は、返却しません。
- （2）提出された資料等は受託候補者の選定を目的にしており、この目的以外に無断で使用することはありません。ただし、受託候補者として選定された場合は、区職員等に配付することがあります。
- （3）提出された書類は、審査事務に必要な範囲で複製することがあります。
- （4）提出された書類は、公平性・透明性・客観性を期すため、必要により公表することがあります。
- （5）砧小学校、関係施設(他の小・中学校等を含む)、近隣、児童・生徒等への問い合わせや学校等内部の見学等は、その一切を禁止します。こうした行為が認められた場合には、本応募を辞退していただく場合がありますので、予めご承知おき願います。

7. 質問等

- （1）受付期限 令和6年4月19日(金)17時まで
- （2）質問受付方法 様式4に質問事項を記入の上、本件事務局へ、電子メールへの添付ファイル

として Word 形式により提出してください。

また、受信について本件事務局あてに電話し確認してください。

※ 質問書は、提出期間中であれば追加で提出することも可能です。

※ 電話等、口頭による質問・回答はできません。

- (3) 質問への回答 令和6年4月26日(金)中に、全ての質問と回答を一括して取りまとめ、ホームページ上にて公開します。回答内容は、提案要領の追加、修正として取り扱います。

8. 2次選考書類の提出日時

- (1) 提出期日 令和6年5月17日(金)
- (2) 提出時間 9時から17時まで(時間厳守)(ただし、12時から13時を除く)
- (3) 提案書提出方法 提案提出用封筒(角2:指定)に必要な事項を記載し、提出書類を必要部数同封して、指定窓口に直接提出してください。郵送での受付はいたしません。

9. ヒアリング(※調整中です。詳細が決まり次第、再度連絡いたします。)

- (1) 開催日時 令和6年5月下旬 時間未定
- (2) 会場 砧総合支所 会議室(世田谷区成城6-2-1)
- (3) ヒアリング 個別に行います。始めに15分程度で提案内容の説明頂いた後、質疑応答を20分程度行う予定です。
※質疑は、提案内容の他、取組み姿勢等全般について行います。
- (4) 持込可能資料 2次提案書(必要に応じて、パネル化等していただいて構いません。)
- (5) 出席者 実際に担当される総括・主任を含め、3名以内の出席とします。
※4人目以降は入室できません。

10. 最終審査結果

- (1) 通知方法 参加者全員に電子メールにて通知します。
- (2) 通知日 令和6年5月末(予定)

11. 配付資料一覧

次ページの「配付資料一覧」を参照願います。

12. 提出先、問い合わせ先

表紙記載の「世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築基本設計業務委託事業者選定事務局」のとおり

配付資料一覧

(1) 同封資料

- ① 2次提案書提出届【様式1】
- ② 業務実施方針【様式2】
- ③ 2次提案書【様式3】
- ④ 質問用紙【様式4】

※上記以外の資料については、お渡しできません。

(2) 参考資料（各ホームページをご覧ください）

- ① 公共施設等総合管理計画一部改訂(第2期)(案)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/001/005/001/d00208298.html>

(世田谷区(TOPページ) > 目次から探す > 区政情報 > 区の政策 > 計画・指針
> その他計画、指針等 > 企画総務領域 > 公共施設等総合管理計画一部改訂(第2期)について
> 公共施設等総合管理計画一部改訂(第2期)について

- ② 公共施設等総合管理計画

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/001/005/001/d00148457.html>

(世田谷区(TOPページ) > 目次から探す > 区政情報 > 区の政策 > 計画・指針
> その他計画、指針等 > 企画総務領域 > 公共施設等総合管理計画)

- ③ 公共施設省エネ指針～世田谷区環境配慮公共施設整備指針～

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/011/010/d00051565.html>

(世田谷区(TOPページ) > 目次から探す > 住まい・街づくり・環境 > 環境
> 環境に関する条例・計画 > 公共施設省エネ指針)

- ④ 世田谷区公共建築物における木材利用推進方針

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/011/010/d00185129.html>

(世田谷区(TOPページ) > 目次から探す > 住まい・街づくり・環境 > 環境
> 環境に関する条例・計画 > 世田谷区公共建築物における木材利用推進方針)